

太田市福祉医療費支給に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 5 月 2 9 日

太田市長 穂 積 昌 信

太田市規則第 8 3 号

太田市福祉医療費支給に関する条例施行規則の一部を改正する規則

太田市福祉医療費支給に関する条例施行規則（平成 1 7 年太田市規則第 9 7 号）の一部を次のように改正する。

様式第 2 号を次のように改める。

様式第2号（第5条関係）

福 福祉医療費受給資格者証		
公費負担者番号		
受給資格者番号		
住 所		
受 給 資 格 者	氏 名	生 年 月 日
有効期間	年 月 日から 年 月 日まで	
発行機関名 及び印	群 馬 県 太 田 市 印	
交付年月日		

※ 重度心身障害者の方の入院時食事療養標準負担額の助成について

食事療養標準負担額の減額に係る認定を受けていることの確認ができた場合に限り、助成を受けることができます。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正前の太田市福祉医療費支給に関する条例施行規則様式第2号による福祉医療費受給資格者証は、当分の間、この規則による改正後の太田市福祉医療費支給に関する条例施行規則様式第2号による福祉医療費受給資格者証とみなす。